

NPO法人つくしは、



仮認定 NPO 法人です

① 賛助会費は寄付扱いになり、税制優遇（寄付金控除）が受けられます

※税制優遇を受けるには、確定申告をする必要があります。

- <対象> ・ 寄付金または、賛助会員会費（3,000 円）以上納入の方
- × <対象外> ・ 正会員会費

② 企業（法人）が寄付した場合、損金算入限度額の枠が拡大されます

③ 情報公開（毎事業年度に 1 回、所轄庁に事業報告等提出）や適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります . . . など

仮認定 NPO の場合	有効期間	更新	個人寄付	法人寄付	個人相続	みなし寄付
	3年間	なし	控除あり	限度額拡大	課税	なし

（※注意）

- ・平成 27 年 7 月 31 日以降（仮認定 NPO 法人取得）に 3,000 円以上寄付をされた方が対象となります。
- ・税制優遇を受けるためには、確定申告をする必要があります。※年末調整などでの控除はできません。
※申告の際に、当法人が発行する「寄付金受領証明書」が必要となります。1 月頃にご自宅へ郵送をします。